

平塚市教育委員会 令和8年4月定例会

日 時：令和8年4月24日(金) 14時から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

- 1 教育長報告
 - (1) 平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (2) 令和8年度教職員の配置状況について
 - (3) その他

- 2 議案第1号 平塚市結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱について

- 3 議案第2号 平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

- 4 議案第3号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

- 5 議案第4号 平塚市博物館協議会委員の任命について

- 6 その他

平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和3年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「別表第1」を「別表」に改め、同項第1号中「別表第1又は別表第2に定める月額」を「別表に定める月額又は第5条第1号若しくは第2号の規定による減額後の月額」に、「第5条」を「第5条第3号」に、「別表第1又は別表第2に定める1食に相当する額」を「別表に定める1食に相当する額又は第5条第1号若しくは第2号の規定による減額後の1食に相当する額」に改める。

第5条第1号中「別表第2に定める額」を「別表に定める月額及び1食に相当する額のうちそれぞれ飲用の牛乳の費用に相当する額の減額」に改め、同条第2号中「別表第2に定める額」を「別表に定める月額及び1食に相当する額からそれぞれ飲用の牛乳の費用に相当する額を減じて得た額の減額」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の6項を加える。

（保護者が納付しなければならない額の特例）

- 3 当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が納付しなければならない額は、学校給食費の額を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、第3条第1項及び第2項中「学校給食費の額」とあるのは、「附則第4項に規定する納付額」とする。
- 4 前項に規定する学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が納付しなければならない額（以下「納付額」という。）の算定については、第2条及び別表の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第1号中「第5条第1号若しくは第2号」とあるのは「附則第5項」と、「この条及び第5条第3号」とあるのは「この条」とし、別表第1項中「5, 360円」とあるのは「5, 200円」と、「315円」とあるのは「306円」とし、同表第2項中「5, 980円（中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、4, 230円）」とあるのは「4, 800円（中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、3, 450円）」と、「387円」とあるのは「311円」とし、同表備考中「学校給食費の額」とあるのは「納付額」と、「条例第6条」とあるのは「附則第6項」とする。

(納付額の減免)

5 前2項の規定の適用がある場合における第5条第1号又は第2号の規定による学校給食費の減額を受けている保護者に係る納付額の減額は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 小学校

区分	月額	1食に相当する額
ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	4,000円	236円
イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	1,200円	70円

(2) 中学校

区分	月額	1食に相当する額
ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	3,900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、2,812円)	253円
イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受けられる場合にあっては、638円)	58円

備考

- 1 この表において「月額」及び「1食に相当する額」とは、この項の規定により同表の左欄に掲げる区分に応じて減額した学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に係る納付額をいう。
- 2 この表の月額及び1食に相当する額は、納付額(この項及び次項の規定による減

額又は免除における算定を含む。)の基礎とするものとする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

6 附則第3項及び附則第4項の規定の適用がある場合における第5条第3号の規定による学校給食費の減額を受けている保護者に係る納付額の減額は、1食に相当する額(附則第4項において準用する別表に定める1食に相当する額又は前項の規定による減額後の1食に相当する額をいう。)に当該月の学校給食を実施する期間において連続して学校給食を受けることができない日数(別に定める日数を除く。)を乗じて得た額(月額(附則第4項において準用する別表に定める月額又は前項の規定による減額後の月額をいう。))を超える場合にあっては、月額)とする。

7 前2項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合は、その都度市長が定める額の納付額の減額又は免除をすることができる。

(学校給食費の納付の特例)

8 第3条第2項及び附則第3項から前項までの規定にかかわらず、当分の間、小学校において学校給食を受ける児童の保護者(当該児童について生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者及び学校給食法(昭和29年法律第169号)第12条第2項に規定する学校給食費の全部又は一部の補助を受けている保護者を除く。)は、学校給食費の納付を要しない。この場合において、第3条第1項中「学校給食費の額」とあるのは、「附則第8項の規定により学校給食費の納付を要しないこと」とする。

別表第2を削り、別表第1第1項中「4,300円」を「5,360円」に、「253円」を「315円」に改め、同表第2項中「4,800円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、3,450円)」を「5,980円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、4,230円)」に、「311円」を「387円」に改め、同表を別表とする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行	改 正	改正要旨
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 学校給食費の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第1学年の児童が4月において学校給食を受ける場合 月額(別表第1又は別表第2に定める月額をいう。以下この条及び第5条において同じ。)から、1食に相当する額(別表第1又は別表第2に定める1食に相当する額をいう。以下この条及び第5条において同じ。)に、別に定める同月において基準となる学校給食の実施日数から同月において学校給食を受ける日数を減じた日数を乗じて得た額(月額を超える場合にあっては、月額)を減じた額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定による学校給食費の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童又は生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合 <u>別表第2に定め</u></p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 学校給食費の額は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第1学年の児童が4月において学校給食を受ける場合 月額(別表に定める月額又は第5条第1号若しくは第2号の規定による減額後の月額をいう。以下この条及び第5条第3号において同じ。)から、1食に相当する額(別表に定める1食に相当する額又は第5条第1号若しくは第2号の規定による減額後の1食に相当する額をいう。以下この条及び第5条第3号において同じ。)に、別に定める同月において基準となる学校給食の実施日数から同月において学校給食を受ける日数を減じた日数を乗じて得た額(月額を超える場合にあっては、月額)を減じた額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定による学校給食費の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童又は生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合 <u>別表に定める</u></p>	<p>学校給食費の額の見直しに伴い規定を整備するほか、学校給食費の納付の特例等に関する規定を整備する。</p>

現 行	改 正	改正要旨
<p><u>る額</u></p> <p>(2) 児童又は生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合 <u>別表第2に定める額</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>	<p><u>月額及び1食に相当する額のうちそれぞれ飲用の牛乳の費用に相当する額の減額</u></p> <p>(2) 児童又は生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合 <u>別表に定める月額及び1食に相当する額からそれぞれ飲用の牛乳の費用に相当する額を減じて得た額の減額</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 省略</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>(保護者が納付しなければならない額の特例)</u></p> <p>3 <u>当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が納付しなければならない額は、学校給食費の額を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、第3条第1項及び第2項中「学校給食費の額」とあるのは、「附則第4項に規定する納付額」とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が納付しなければならない額(以下「納付額」という。)の算定については、第2条及び別表の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第1号中「第5条第1号若しくは第2号」と</u></p>	

現 行	改 正	改正要旨									
	<p>あるのは「<u>附則第5項</u>」と、「<u>この条及び第5条第3号</u>」とあるのは「<u>この条</u>」とし、別表第1項中「<u>5,360円</u>」とあるのは「<u>5,200円</u>」と、「<u>315円</u>」とあるのは「<u>306円</u>」とし、同表第2項中「<u>5,980円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、4,230円)</u>」とあるのは「<u>4,800円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、3,450円)</u>」と、「<u>387円</u>」とあるのは「<u>311円</u>」とし、同表備考中「<u>学校給食費の額</u>」とあるのは「<u>納付額</u>」と、「<u>条例第6条</u>」とあるのは「<u>附則第6項</u>」とする。</p> <p><u>(納付額の減免)</u></p> <p>5 <u>前2項の規定の適用がある場合における第5条第1号又は第2号の規定による学校給食費の減額を受けている保護者に係る納付額の減額は、次の表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校</u></p> <table border="1" data-bbox="1016 919 1787 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1016 919 1364 1015"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1364 919 1666 1015"><u>月額</u></th> <th data-bbox="1666 919 1787 1015"><u>1食に相当する額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 1015 1364 1203"><u>ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合</u></td> <td data-bbox="1364 1015 1666 1203">4,000円</td> <td data-bbox="1666 1015 1787 1203">236円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 1203 1364 1394"><u>イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合</u></td> <td data-bbox="1364 1203 1666 1394">1,200円</td> <td data-bbox="1666 1203 1787 1394">70円</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>月額</u>	<u>1食に相当する額</u>	<u>ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合</u>	4,000円	236円	<u>イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合</u>	1,200円	70円	
<u>区分</u>	<u>月額</u>	<u>1食に相当する額</u>									
<u>ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合</u>	4,000円	236円									
<u>イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合</u>	1,200円	70円									

現 行	改 正	改正要旨									
	<p>(2) 中学校</p> <table border="1" data-bbox="1016 292 1787 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1016 292 1364 387">区分</th> <th data-bbox="1364 292 1666 387">月額</th> <th data-bbox="1666 292 1787 387">1食に相当する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 387 1364 576">ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合</td> <td data-bbox="1364 387 1666 576">3,900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、2,812円)</td> <td data-bbox="1666 387 1787 576">253円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 576 1364 762">イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合</td> <td data-bbox="1364 576 1666 762">900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、638円)</td> <td data-bbox="1666 576 1787 762">58円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「月額」及び「1食に相当する額」とは、この項の規定により同表の左欄に掲げる区分に応じて減額した学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に係る納付額をいう。</p> <p>2 この表の月額及び1食に相当する額は、納付額(この項及び次項の規定による減額又は免除における算定を含む。)の基礎とするものとする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。</p> <p>6 附則第3項及び附則第4項の規定の適用がある場合における第5条第3号の規定による学校給食費の減額を受けている保護者に係る納付額の減額は、1食に相当する額(附則第4項において準用する別表に定める1食に相当する額又は前項の規</p>	区分	月額	1食に相当する額	ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	3,900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、2,812円)	253円	イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、638円)	58円	
区分	月額	1食に相当する額									
ア 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	3,900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、2,812円)	253円									
イ 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、638円)	58円									

現 行	改 正	改正要旨
	<p><u>定による減額後の1食に相当する額をいう。)に当該月の学校給食を実施する期間において連続して学校給食を受けることができない日数(別に定める日数を除く。)を乗じて得た額(月額(附則第4項において準用する別表に定める月額又は前項の規定による減額後の月額をいう。))を超える場合にあっては、月額)とする。</u></p> <p>7 <u>前2項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合は、その都度市長が定める額の納付額の減額又は免除をすることができる。</u></p> <p><u>(学校給食費の納付の特例)</u></p> <p>8 <u>第3条第2項及び附則第3項から前項までの規定にかかわらず、当分の間、小学校において学校給食を受ける児童の保護者(当該児童について生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者及び学校給食法(昭和29年法律第169号)第12条第2項に規定する学校給食費の全部又は一部の補助を受けている保護者を除く。)は、学校給食費の納付を要しない。この場合において、第3条第1項中「学校給食費の額」とあるのは、「附則第8項の規定により学校給食費の納付を要しないこと」とする。</u></p>	

現 行	改 正	改正要旨																
<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <p>1 小学校</p> <table border="1" data-bbox="197 344 965 443"> <tr> <td>月額</td> <td>1食に相当する額</td> </tr> <tr> <td>4,300円</td> <td>253円</td> </tr> </table> <p>2 中学校</p> <table border="1" data-bbox="197 501 965 692"> <tr> <td>月額</td> <td>1食に相当する額</td> </tr> <tr> <td>4,800円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 3,450円)</td> <td>311円</td> </tr> </table> <p>備考 省略</p>	月額	1食に相当する額	4,300円	253円	月額	1食に相当する額	4,800円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 3,450円)	311円	<p>別表(第2条、第5条関係)</p> <p>1 小学校</p> <table border="1" data-bbox="1016 344 1785 443"> <tr> <td>月額</td> <td>1食に相当する額</td> </tr> <tr> <td>5,360円</td> <td>315円</td> </tr> </table> <p>2 中学校</p> <table border="1" data-bbox="1016 501 1785 692"> <tr> <td>月額</td> <td>1食に相当する額</td> </tr> <tr> <td>5,980円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 4,230円)</td> <td>387円</td> </tr> </table> <p>備考 省略</p>	月額	1食に相当する額	5,360円	315円	月額	1食に相当する額	5,980円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 4,230円)	387円	
月額	1食に相当する額																	
4,300円	253円																	
月額	1食に相当する額																	
4,800円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 3,450円)	311円																	
月額	1食に相当する額																	
5,360円	315円																	
月額	1食に相当する額																	
5,980円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあつては、 4,230円)	387円																	

現 行			改 正	改正要旨
別表第2(第2条、第5条関係)				
1 小学校				
区分	月額	1食に相当する額		
(1) 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	3,310円	195円		
(2) 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	990円	58円		
2 中学校				
区分	月額	1食に相当する額		
(1) 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合	3,900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、2,812円)	253円		
(2) 食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合	900円(中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、638円)	58円		
備考				

現 行	改 正	改正要旨
<p>1 <u>この表において「月額」及び「1食に相当する額」とは、条例第6条の規定により同表の左欄に掲げる区分に応じて減額した学校給食費をいう。</u></p> <p>2 <u>この表の月額及び1食に相当する額は、学校給食費の額の算定(条例第6条の規定による減額又は免除における算定を含む。)の基礎とするものとする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。</u></p>		

令和8年度 教職員の配置状況

令和8年4月1日現在

1 児童生徒数の増減

小学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
7.4.1	10873	578	11451
8.4.1	10666	623	11289
増 減	▲ 207	45	▲ 162

中学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
7.4.1	5540	265	5805
8.4.1	5409	286	5695
増 減	▲ 131	21	▲ 110

2 学級の増減

小学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
7.4.1	387	118	505
8.4.1	384	119	503
増 減	▲ 3	1	▲ 2
実学級数	388		507

中学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
7.4.1	165	58	223
8.4.1	165	61	226
増 減	0	3	3
実学級数	168		229

3 教職員数増減【（ ）は内欠員数】

小学校

	校長	教頭	総括教諭・教諭	養護教諭	栄養教諭	学校事務職員	栄養職員	合 計
7.4.1	28	29 中学校兼務1名を含む	672 (72)	29 (7)	4 (0)	34 (13)	3 (1)	799 (93)
8.4.1	28	29 中学校兼務1名を含む	678 (66)	30 (7)	4 (0)	34 (11)	3 (1)	806 (85)
増減	0	0	6	1	0	0	0	7

中学校

	校長	教頭	総括教諭・教諭	養護教諭	栄養教諭	学校事務職員	栄養職員	合 計
7.4.1	15	16 小学校兼務1名を含む	405 (85)	15 (4)	1 (0)	18 (9)	1 (1)	471 (99)
8.4.1	15	16 小学校兼務1名を含む	418 (98)	15 (4)	1 (0)	18 (9)	1 (1)	484 (112)
増減	0	0	13	0	0	0	0	13

総 計

	県費教職員
7.4.1	1269
8.4.1	1289
増減	20

一分校教頭を含む

	児童生徒数
7.4.1	17256
8.4.1	16984
増減	▲ 272

議案第 1 号

平塚市結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱について

平塚市結核対策委員会委員について、別紙のとおり解職及び委嘱するものとする。

令和 8 年 4 月 2 4 日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

議案第2号

平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

平塚市学校運営協議会委員について、別紙のとおり委嘱等するものとする。

令和8年4月24日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

議案第3号

平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

平塚市教育支援委員会委員について、別紙のとおり委嘱等するものとする。

令和8年4月24日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野雅裕

以上

議案第4号

平塚市博物館協議会委員の任命について

平塚市博物館協議会委員について、別紙のとおり任命するものとする。

令和8年4月24日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕